

令和 8 年度臨時報酬改定説明資料 (就労継続支援B型の基本報酬区分の見直し)

長野県健康福祉部障がい者支援課施設支援係

概要

【就労継続支援B型】

- 平均工賃月額の見直しにより、平均工賃月額が約6千円上昇し、想定以上に高い報酬区分の事業所の割合が増加したことに対応し、基本報酬区分の基準の見直しを行う。【告示改正・令和8年6月施行】

算定要件等

- 基本報酬区分の基準額をそれぞれ3千円引き上げる。
 - ※ 基準額の引き上げ幅は、平均工賃月額の上昇幅(約6千円)の1/2である3千円に留める
- 併せて、下記の配慮措置を講じる。
 - ・令和6年度改定前後で区分が上がっていない事業所については、見直しの適用対象外とする。
 - ・今回の見直しにより区分が下がる事業所について、基本報酬の減少額が3%程度に収まるよう、中間的な区分を新設する。
 - ・令和6年度改定で単価を引き下げた区分七と八の間の基準については引き上げず、据え置く。

(参考) 平均工賃月額の見直し(令和6年度報酬改定)

障害特性等により、利用日数が少ない方を多く受け入れる場合があることを踏まえ、平均利用者数を用いた新しい算定式を導入

【見直し前】

- 前年度の平均工賃月額の算定方法は以下のとおり。
 - ア 前年度における各月の工賃支払対象者の総数を算出
 - イ 前年度に支払った工賃総額を算出
 - ウ 工賃総額(イ)÷工賃支払対象者の総数(ア)により1人当たり平均工賃月額を算出
- ※ただし、障害基礎年金1級受給者が半数以上いる場合は、算出した平均工賃月額に2千円を加えた額を報酬算定時の平均工賃月額とする。

【見直し後】

【新算定式】

年間工賃支払総額 ÷ (年間延べ利用者数 ÷ 年間開所日数) ÷ 12月

※ 上記算定式の導入に伴い、現行算定方式における除外要件は廃止

【就労継続支援B型サービス費(Ⅰ)】 ※令和6年度改定前後で区分が上がっていない事業所については、従前の報酬区分を適用

<現行>

○定員20人以下の場合

(一) 平均工賃月額が4万5千円以上の場合	837単位
(二) 平均工賃月額が3万円5千円以上4万5千円未満の場合	805単位
(三) 平均工賃月額が3万円以上3万5千円未満の場合	758単位
(四) 平均工賃月額が2万5千円以上3万円未満の場合	738単位
(五) 平均工賃月額が2万円以上2万5千円未満の場合	726単位
(六) 平均工賃月額が1万5千円以上2万円未満の場合	703単位
(七) 平均工賃月額が1万円以上1万5千円未満の場合	673単位
(八) 平均工賃月額が1万円未満の場合	590単位



<改定後>

(一) 平均工賃月額が4万8千円以上の場合	837単位
(A) 平均工賃月額が4万5千円以上4万8千円未満の場合	812単位
(二) 平均工賃月額が3万8千円以上4万5千円未満の場合	805単位
(B) 平均工賃月額が3万5千円以上3万8千円未満の場合	781単位
(三) 平均工賃月額が3万3千円以上3万5千円未満の場合	758単位
(C・四) 平均工賃月額が2万8千円以上3万3千円未満の場合	738単位
(D・五) 平均工賃月額が2万3千円以上2万8千円未満の場合	726単位
(E) 平均工賃月額が2万円以上2万3千円未満の場合	705単位
(六) 平均工賃月額が1万8千円以上2万円未満の場合	703単位
(F) 平均工賃月額が1万5千円以上1万8千円未満の場合	682単位
(七) 平均工賃月額が1万円以上1万5千円未満の場合	673単位
(八) 平均工賃月額が1万円未満の場合	590単位

令和8年4月・5月

令和8年6月以降

例1)「就労継続支援B型事業所しなの」の場合
令和7年度の平均工賃...3万6千円

令和5年度の基本報酬区分...(六)
令和6年度の基本報酬区分...(五)

令和5年度と6年度を比較し、6年度の方が区分が上
がっている→改定対象

【就労継続支援B型サービス費(Ⅰ)】 ※令和6年度改定前後で区分が上がっていない事業所については、従前の報酬区分を適用

<現行>

<改定後>

○定員20人以下の場合

(一) 平均工賃月額が4万5千円以上の場合	837単位
(二) 平均工賃月額が3万円5千円以上4万5千円未満の場合	805単位
(三) 平均工賃月額が3万円以上3万5千円未満の場合	758単位
(四) 平均工賃月額が2万5千円以上3万円未満の場合	738単位
(五) 平均工賃月額が2万円以上2万5千円未満の場合	726単位
(六) 平均工賃月額が1万5千円以上2万円未満の場合	703単位
(七) 平均工賃月額が1万円以上1万5千円未満の場合	673単位
(八) 平均工賃月額が1万円未満の場合	590単位

(一) 平均工賃月額が4万8千円以上の場合	837単位
(A) 平均工賃月額が4万5千円以上4万8千円未満の場合	812単位
(二) 平均工賃月額が3万8千円以上4万5千円未満の場合	805単位
(B) 平均工賃月額が3万5千円以上3万8千円未満の場合	781単位
(三) 平均工賃月額が3万3千円以上3万5千円未満の場合	758単位
(C・四) 平均工賃月額が2万8千円以上3万3千円未満の場合	738単位
(D・五) 平均工賃月額が2万3千円以上2万8千円未満の場合	726単位
(E) 平均工賃月額が2万円以上2万3千円未満の場合	705単位
(六) 平均工賃月額が1万8千円以上2万円未満の場合	703単位
(F) 平均工賃月額が1万5千円以上1万8千円未満の場合	682単位
(七) 平均工賃月額が1万円以上1万5千円未満の場合	673単位
(八) 平均工賃月額が1万円未満の場合	590単位

令和8年4月・5月

区分(二)805単位

令和8年6月以降

区分(B)781単位

例2)「就労継続支援B型事業所ちくま」の場合
令和7年度の平均工賃...2万7千円

令和5年度の基本報酬区分...(四)
令和6年度の基本報酬区分...(六)

令和5年度と6年度を比較し、6年度の方が区分が下がっている→改定対象外

<現行>

○定員20人以下の場合

(一) 平均工賃月額が4万5千円以上の場合	837単位
(二) 平均工賃月額が3万円5千円以上4万5千円未満の場合	805単位
(三) 平均工賃月額が3万円以上3万5千円未満の場合	758単位
(四) 平均工賃月額が2万5千円以上3万円未満の場合	738単位
(五) 平均工賃月額が2万円以上2万5千円未満の場合	726単位
(六) 平均工賃月額が1万5千円以上2万円未満の場合	703単位
(七) 平均工賃月額が1万円以上1万5千円未満の場合	673単位
(八) 平均工賃月額が1万円未満の場合	590単位

<現行>

○定員20人以下の場合

(一) 平均工賃月額が4万5千円以上の場合	837単位
(二) 平均工賃月額が3万円5千円以上4万5千円未満の場合	805単位
(三) 平均工賃月額が3万円以上3万5千円未満の場合	758単位
(四) 平均工賃月額が2万5千円以上3万円未満の場合	738単位
(五) 平均工賃月額が2万円以上2万5千円未満の場合	726単位
(六) 平均工賃月額が1万5千円以上2万円未満の場合	703単位
(七) 平均工賃月額が1万円以上1万5千円未満の場合	673単位
(八) 平均工賃月額が1万円未満の場合	590単位

令和8年4月・5月

区分(四)738単位

令和8年6月以降

区分(四)738単位

令和8年度の基本報酬算定について

- 「報酬別紙3-1」で、令和8年4・5月分と令和8年6月以降分の基本報酬を一括して届け出ていただきます。
- 届出提出〆切：令和8年4月15日（水）
期限までの提出がない場合、令和8年度の基本報酬が算定できず請求が行えなくなってしまうため、期限内の提出をお願いいたします。
- 届出の入力前に…
 - ☞ 令和7年度の月ごとの工賃総額、開所日数、利用者数を確認
 - ☞ 令和5年度及び令和6年度の基本報酬区分を確認

就労継続支援B型に係る基本報酬の算定区分に関する届出書

事業所名												
サービス費区分	【平均工賃月額に応じた報酬体系】 【利用者の就労や生産活動等への参加等をもって評価する報酬体系】											
定員区分												
平均工賃月額区分【4・5月】												
平均工賃月額区分【6月以降】												
令和8年度報酬改定の対象/対象外の算定	令和6年度報酬改定前後の平均工賃月額区分の比較(※1)											
	平均工賃月額区分	R6報酬改定前 3万円以上3万5千円未満					R6報酬改定後 4万5千円以上					
	いずれか該当する方に○をつけてください											
	<input type="radio"/>	R6報酬改定前と比較し、改定後の平均工賃月額区分が上がっている										R6改定対象
	<input type="radio"/>	R6報酬改定前と比較し、改定後の平均工賃月額区分が上がっていない										R6改定対象外
令和7年度の平均工賃月額	月	4	5	6	7	8	9	10	11			
	工賃総額(円)											
	開所日数(日)											
	利用者数(人)											
	月	12	1	2	3	※黄色セルのみ入力可能						
	工賃総額(円)											
	開所日数(日)											
	利用者数(人)											
	前年度の延べ利用者数(※2)						前年度の年間開所日数(※3)					
						日						
①前年度における工賃支払総額					平均工賃月額 $\frac{①+②}{12}$ (◆)							
					円							
②前年度の開所日1日あたりの利用者数					直後者支援体前加算(1)を算定している場合+2000円 (◆+2000円)							
					円							

※1 「R6報酬改定前」欄には令和6年3月、「R6報酬改定後」欄には令和6年4月の平均工賃月額区分を記載すること。令和5年5月から令和6年3月までに指定を受けた事業所においては、【別紙】を参照のうえ記載すること。令和6年4月以降に指定を受けた事業所においては、「R6報酬改定前」「R6報酬改定後」のいずれも「令和6年4月以降開所」を選択し、「R6改定対象」を選択すること。

※2 通常の事業所に雇用されている利用者であって、当該事業所での就労に必要な知識及び能力の向上のための支援を一時的に受けるものを除く。

※3 工賃の支払いが生じる生産活動の実施日は含めるが、レクリエーションや行事など、生産活動を目的としていない日は含めない。

お手元に「報酬別紙3-1 就労継続支援B型に係る基本報酬の算定区分に関する届出書」をご用意ください。

①事業所の基本情報（事業所名・サービス費区分・定員区分）を入力

事業所名	就労継続支援事業所しなの
サービス費区分	【平均工賃月額に応じた報酬体系】 1. 就労継続支援B型サービス費（I）（人員配置 6：1） 【利用者の就労や生産活動等への参加等をもって評価する報酬体系】
定員区分	5 20人以下

②令和7年度平均工賃月額を入力

令和7年度の平均工賃月額	<table border="1"> <tr><th>月</th><th>4</th><th>5</th><th>6</th><th>7</th><th>8</th><th>9</th><th>10</th><th>11</th></tr> <tr><td>工賃総額(円)</td><td>550,000</td><td>550,000</td><td>550,000</td><td>550,000</td><td>550,000</td><td>550,000</td><td>550,000</td><td>550,000</td></tr> <tr><td>開所日数(日)</td><td>20</td><td>20</td><td>20</td><td>20</td><td>20</td><td>20</td><td>20</td><td>20</td></tr> <tr><td>利用者数(人)</td><td>300</td><td>300</td><td>300</td><td>300</td><td>300</td><td>300</td><td>300</td><td>300</td></tr> </table>	月	4	5	6	7	8	9	10	11	工賃総額(円)	550,000	550,000	550,000	550,000	550,000	550,000	550,000	550,000	開所日数(日)	20	20	20	20	20	20	20	20	利用者数(人)	300	300	300	300	300	300	300	300	
	月	4	5	6	7	8	9	10	11																													
	工賃総額(円)	550,000	550,000	550,000	550,000	550,000	550,000	550,000	550,000																													
	開所日数(日)	20	20	20	20	20	20	20	20																													
	利用者数(人)	300	300	300	300	300	300	300	300																													
	<table border="1"> <tr><th>月</th><th>12</th><th>1</th><th>2</th><th>3</th></tr> <tr><td>工賃総額(円)</td><td>550,000</td><td>550,000</td><td>550,000</td><td>550,000</td></tr> <tr><td>開所日数(日)</td><td>20</td><td>20</td><td>20</td><td>20</td></tr> <tr><td>利用者数(人)</td><td>300</td><td>300</td><td>300</td><td>300</td></tr> </table>	月	12	1	2	3	工賃総額(円)	550,000	550,000	550,000	550,000	開所日数(日)	20	20	20	20	利用者数(人)	300	300	300	300	※黄色セルのみ入力可能																
	月	12	1	2	3																																	
	工賃総額(円)	550,000	550,000	550,000	550,000																																	
	開所日数(日)	20	20	20	20																																	
	利用者数(人)	300	300	300	300																																	
<table border="1"> <tr><td>前年度の延べ利用者数(※2)</td><td>3,600</td><td>日</td></tr> </table>	前年度の延べ利用者数(※2)	3,600	日	<table border="1"> <tr><td>前年度の年間開所日数(※3)</td><td>240</td><td>日</td></tr> </table>	前年度の年間開所日数(※3)	240	日																															
前年度の延べ利用者数(※2)	3,600	日																																				
前年度の年間開所日数(※3)	240	日																																				
<table border="1"> <tr><td>①前年度における工賃支払総額</td><td>6,600,000</td><td>円</td></tr> </table>	①前年度における工賃支払総額	6,600,000	円	<table border="1"> <tr><td>平均工賃月額【①÷②】÷12</td><td>36,667</td><td>円</td></tr> </table>	平均工賃月額【①÷②】÷12	36,667	円																															
①前年度における工賃支払総額	6,600,000	円																																				
平均工賃月額【①÷②】÷12	36,667	円																																				
<table border="1"> <tr><td>②前年度の開所日1日あたりの利用者数</td><td>15.0</td><td>人</td></tr> </table>	②前年度の開所日1日あたりの利用者数	15.0	人	<table border="1"> <tr><td>重度者支援体制加算(1)を算定している場合+2000円(◆+2000円)</td><td></td><td>円</td></tr> </table>	重度者支援体制加算(1)を算定している場合+2000円(◆+2000円)		円																															
②前年度の開所日1日あたりの利用者数	15.0	人																																				
重度者支援体制加算(1)を算定している場合+2000円(◆+2000円)		円																																				

7年度平均工賃

③令和6年度報酬改定前の平均工賃月額区分と、令和6年度報酬改定後の平均工賃月額区分を入力

※令和5年4月以前に指定を受けた事業所の場合、改定前＝令和6年3月、改定後＝令和6年4月の報酬請求の際の平均工賃月額を入力

④「R6報酬改定前」欄と「R6報酬改定後」欄の入力内容を比較し、「R6報酬改定後」欄の方が金額が高い場合は、「R8改定対象」欄に○を入力

令和8年度報酬改定の対象/対象外の算定	令和6年度報酬改定前後の平均工賃月額区分の比較（※1）		
	平均工賃月額区分	R6報酬改定前	R6報酬改定後
		1万5千円以上2万円未満	2万円以上2万5千円未満
	↓ いずれか該当する方に○をつけてください		
	<input checked="" type="radio"/>	R6報酬改定前と比較し、改定後の平均工賃月額区分が上がっている	R8改定対象
	<input type="radio"/>	R6報酬改定前と比較し、改定後の平均工賃月額区分が上がっていない	R8改定対象外

- ⑤ 4・5月の平均工賃月額区分と6月以降の平均工賃月額区分を入力
- ※④で「R8改定対象」に○がついた場合、6月以降の平均工賃月額区分は「R8改定対象」と表示されている区分になります。「R8改定対象外」と表示されている区分は選択不可です。

平均工賃 月額区分 【4・5月】	3万5千円以上4万5千円未満
平均工賃 月額区分 【6月以降】	(R8改定対象) 平均工賃が3万5千円以上3万8千円未満

「R8改定対象」の
記載がある区分の
中から選択

(「1万円未満」「1万円以上1万5千円未満」も選択可能です)



(R8改定対象) 平均工賃が4万8千円以上
(R8改定対象) 平均工賃が4万5千円以上4万8千円未満
(R8改定対象) 平均工賃が3万8千円以上4万5千円未満
(R8改定対象) 平均工賃が3万5千円以上3万8千円未満
(R8改定対象) 平均工賃が3万3千円以上3万5千円未満
(R8改定対象) 平均工賃が3万円以上3万3千円未満
(R8改定対象) 平均工賃が2万8千円以上3万円未満
(R8改定対象) 平均工賃が2万5千円以上2万8千円未満
(R8改定対象) 平均工賃が2万3千円以上2万5千円未満
(R8改定対象) 平均工賃が2万円以上2万3千円未満
(R8改定対象) 平均工賃が1万8千円以上2万円未満
(R8改定対象) 平均工賃が1万5千円以上1万8千円未満

③' R8改定対象外の場合

平均工賃 月額区分 【4・5月】	2万5千円以上3万円未満		
平均工賃 月額区分 【6月以降】	(R8改定対象外) 平均工賃が2万5千円以上3万5千円未満		
令和8年度報酬改定の対象 /対象外の算定	令和6年度報酬改定前後の平均工賃月額区分の比較(※1)		
	平均工賃月額区分	R6報酬改定前 2万5千円以上3万円未満	R6報酬改定後 1万5千円以上2万円未満
		いずれか該当する方に○をつけてください	
	<input type="checkbox"/>	R6報酬改定前と比較し、改定後の平均工賃月額区分が上がっている	R8改定対象
<input checked="" type="checkbox"/>	R6報酬改定前と比較し、改定後の平均工賃月額区分が上がっていない	R8改定対象外	


「R8改定対象外」
の記載がある区分の
の中から選択

(「1万円未満」「1万円以上1万5千円未満」も選択可能です)



- (R8改定対象外) 平均工賃が4万5千円以上
- (R8改定対象外) 平均工賃が3万5千円以上4万5千円未満
- (R8改定対象外) 平均工賃が3万円以上3万5千円未満
- (R8改定対象外) 平均工賃が2万5千円以上3万5千円未満
- (R8改定対象外) 平均工賃が2万円以上2万5千円未満
- 平均工賃が1万円以上1万5千円未満
- 平均工賃が1万円未満又は経過措置対象

③' 令和5年5月～令和5年10月に指定を受けた事業所

令和5年度													令和6年度												令和7年度	
4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	
② 令和5年5月～9月に指定を受けた場合																										
指定		経過措置期間 (区分八)					支援を開始してから6ヶ月間の平均工賃 (旧式) に基づく区分※					支援を開始してから6ヶ月間の平均工賃 (新式) に基づく区分※					R6平均工賃 (新式)									
							  この2ヶ所の工賃区分を比較する																			
指定		経過措置期間 (区分八)										R6平均工賃 (新式)														
												  この2ヶ所の工賃区分を比較する														
③ 令和5年10月に指定を受けた場合																										
指定		経過措置期間 (区分八)					支援を開始してから6ヶ月間の平均工賃 (新式) に基づく区分※					R6平均工賃 (新式)														
							  この2ヶ所の工賃区分を比較する																			
指定		経過措置期間 (区分八)										R6平均工賃 (新式)														
												  この2ヶ所の工賃区分を比較する														

※ 支援を開始してから任意の6ヶ月間とできる。

 = 「R6報酬改定前」欄に記載

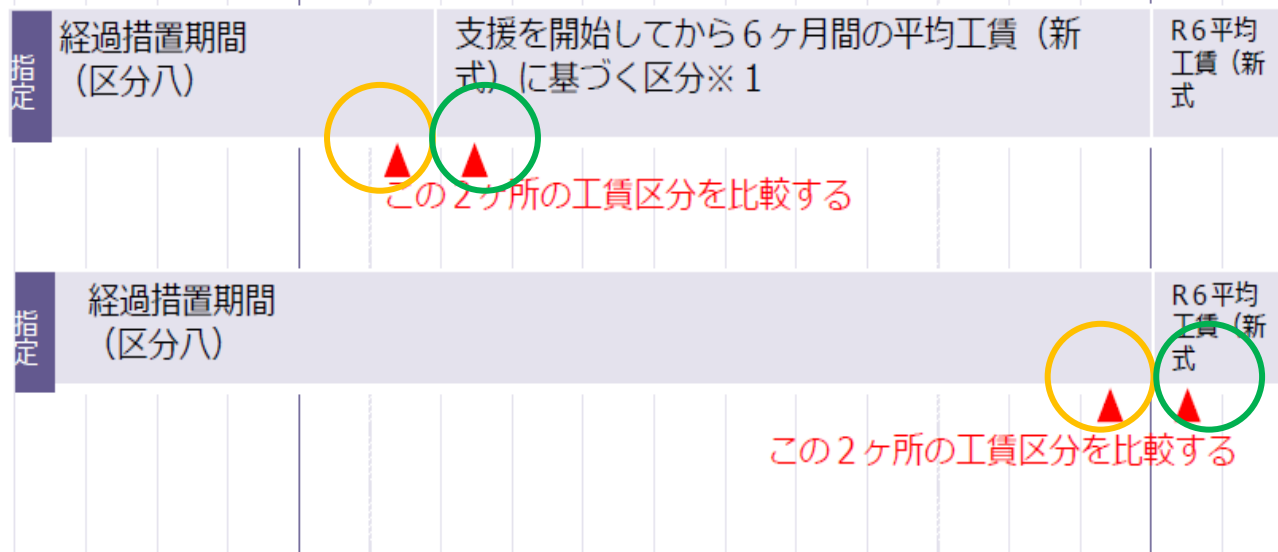
 = 「R6報酬改定後」欄に記載

③' 令和5年11月～令和6年3月に指定を受けた事業所

令和5年度											令和6年度											令和7年度			
4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月

③ 令和5年11月～令和6年3月に指定を受けた場合

指定を受けた月がいつかによって、いつの平均工賃月額区分を記載するのかが変わります



※ 1 支援を開始してから任意の6ヶ月間とできる。

 = 「R6報酬改定前」欄に記載

 = 「R6報酬改定後」欄に記載

③' 令和6年4月以降に指定を受けた事業所

令和8年度改定対象となります。

「R6報酬改定前」「R6報酬改定後」いずれの欄も「令和6年4月以降開設」を選択し、「R8改定対象」欄に○をつけてください。

令和8年度報酬改定の対象/対象外の算定

令和6年度報酬改定前後の平均工賃月額区分の比較（※1）

平均工賃月額区分	R6報酬改定前	R6報酬改定後
	令和6年4月以降開設	令和6年4月以降開設



いずれか該当する方に○をつけてください

<input checked="" type="radio"/>	R6報酬改定前と比較し、改定後の平均工賃月額区分が上がっている	R8改定対象
<input type="radio"/>	R6報酬改定前と比較し、改定後の平均工賃月額区分が上がっていない	R8改定対象外

「介護給付費等の算定に係る体制等状況一覧表」にも、4・5月と6月以降の基本報酬区分の両方を記載してください。

介護給付費等の算定に係る体制等状況一覧表

人員配置区分 (※2)	その他該当する体制等		届け出る項目を以下のプルダウンから選択してください。	適用開始日
	地域区分			
	基本報酬 区分 (※ 6)	令和8年4・5月	平均工賃月額が3万5千円以上4万5千円未満	R8.4
		令和8年6月以降 (※ 7)	(R8改定対象) 平均工賃が3万5千円以上3万8千円未満	R8.6